

明星学苑ガバナンス・コード「私立大学版ガバナンス・コード」 －2024年度適合状況の自己点検・評価について－

明星学苑ガバナンス・コード（一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」（2019年（令和元年）7月11日改定））について、2024年度の適合状況について自己点検・評価を実施いたしましたので、下記により報告いたします。

1. 本学苑の一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」（2019年（令和元年）7月11日改定）への実施状況は、次のとおりです。

※実施状況の記号：-印は「該当しない」ことを示します。

基本原則	実施状況※	原則	実施状況※	補充原則	実施状況※
基本原則1 大学設置法人として、設置大学の目的を達成するために必要な環境の整備	実施する	原則1-1 目的等の明確化と公表	実施する	補充原則1-1① 実施する 補充原則1-1② 実施する 補充原則1-1③ 実施する	
		原則1-2 学校法人と設置大学の実効的協働関係の構築	実施する	補充原則1-2① 実施する	
		原則1-3 財政政策と大学の目的実現及び学校法人と設置大学の協働関係構築の関係	実施する	補充原則1-3① 実施する 補充原則1-3② -	
基本原則2 ステークホルダーとの適切な協働	実施する	原則2-1 中長期的な大学価値向上の基礎となる経営理念の策定	実施する	補充原則2-1① 実施する	
		原則2-2 ステークホルダーとの関係の恒常的検討と行動準則の策定・実践	実施する	補充原則2-2① 実施する	
		原則2-3 一般的リスク及び大学特有のリスクへの対応	実施する	補充原則2-3① 実施する	
				補充原則2-3② 実施する	
		原則2-4 内部通報	実施する	補充原則2-4① 実施する	
				補充原則2-4② 実施する 補充原則2-4③ 実施する	
原則2-5 多様性の確保	実施する	補充原則2-5① 実施する 補充原則2-5② 実施する			
基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保	実施する	原則3-1 情報開示の意味の検討	実施する	補充原則3-1① - 補充原則3-1② 実施する	
		原則3-2 情報開示の充実	実施する		
		原則3-3 監事の活動	実施する		
基本原則4 理事会の責務	実施する	原則4-1 理事会の役割・責務（1）	実施する	補充原則4-1① 実施する	
				補充原則4-1② -	
				補充原則4-1③ 実施する	
				補充原則4-1④ 実施する	
				補充原則4-1⑤ 実施する	
		原則4-2 理事会の役割・責務（2）	実施する	補充原則4-2① 実施する	
				補充原則4-2② -	
				補充原則4-2③ 実施する	
		原則4-3 理事会の役割・責務（3）	実施する	補充原則4-3① 実施する	
				補充原則4-3② 実施する	
				補充原則4-3③ 実施する	
		原則4-4 理事長の役割・責務	実施する	補充原則4-4① 実施する	
				補充原則4-4② 実施する	
補充原則4-4③ 実施する					
補充原則4-5① 実施する					
補充原則4-5② 実施する					
原則4-5 監事の役割・責務	実施する	補充原則4-5③ 実施する			
		補充原則4-5④ 実施する			
		補充原則4-5⑤ 実施する			
		補充原則4-6① 実施する			
		補充原則4-6② 実施する			
原則4-6 理事の責任	実施する	補充原則4-6③ 実施する			
原則4-7 外部理事制度の活用検討	実施する				
原則4-8 評議員会の位置付け	実施する	補充原則4-8① 実施する			
		補充原則4-8② 実施する			
		補充原則4-8③ 実施する			
		補充原則4-8④ 実施する			
		補充原則4-8⑤ 実施する			
原則4-9 任意の仕組みの活用	実施する				

基本原則	実施状況※	原則	実施状況※	補充原則	実施状況※
基本原則4（続き） 理事会の責務	実施する	原則4-10 理事会の実効性確保のための前提条件	実施する	補充原則4-10① 実施する	
				補充原則4-10② 実施する	
				補充原則4-10③ 実施する	
				補充原則4-10④ 実施する	
		原則4-11 理事会における審議の活性化	実施する	補充原則4-11① 実施する	
				補充原則4-11② 実施する	
				補充原則4-11③ 実施する	
				補充原則4-12① 実施する	
		原則4-12 情報入手と支援体制	実施する	補充原則4-12② 実施する	
				補充原則4-12③ 実施する	
				補充原則4-12④ 実施する	
				補充原則4-13① 実施する	
原則4-13 理事・監事のトレーニング	実施する	補充原則4-13② 別途説明			
基本原則5 学長等の責務	実施する	原則5-1 学長の責務（1）	実施する	補充原則5-1① -	
				補充原則5-1② 実施する	
		原則5-2 学長の責務（2）	実施する	補充原則5-2① -	
				補充原則5-2② 実施する	
		原則5-3 学長の責務（3）	実施する		
		原則5-4 学長の責務（4）	実施する	補充原則5-4① 実施する	
				補充原則5-4② 実施する	
原則5-5 学長の責務（5）	実施する				
原則5-6 学長、副学長及び学部長の責務	実施する	補充原則5-6① 実施する			
原則5-7 管理職事務職員の責務	実施する				

注) 基本原則、原則の下線部分をクリックすることにより、「大学ガバナンスコード」の当該ページをご覧いただけます。

【各原則において「別途説明」としたものについての本学苑の考え方と対応状況】

原則4-13 理事・監事のトレーニング 補充原則4-13②

個々の理事・監事に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋について特段の定めはありませんが、各理事は、その専門性について必要な知識の習得や更新、トレーニングを積んでいます。また、監事については、大学監査協会主催の研究会議等に参加し、必要な知識の習得に努めています。

なお、学苑は各種研修会の実施を周知し、その参加費用を負担しています。

【主要な実施状況の詳細】

私立学校法改正（2025年4月1日施行）の趣旨を踏まえた新たなガバナンス体制整備に伴い、主に下記項目において関連規程の検討や整備が行われました。

- ①学苑ガバナンス体制の整備（補充原則1-1①、補充原則1-1②、原則1-2、補充原則1-3①、補充原則4-8③、補充原則4-8④）
- ②大学ガバナンス体制の整備（原則2-3、補充原則4-1④、基本原則5、原則5-1（1）、原則5-3（3））
- ③情報セキュリティ体制の整備（原則2-3）

2. 2024年度における適合状況の自己点検・評価の実施について

① 自己点検・評価の実施方法

一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」（2019年（令和元年）7月11日改定）の基本原則1～5の項目に関して、明星学苑ガバナンス・コード チェックリストにより、2024年度の適合状況について点検・評価を行いました。

② 自己点検・評価実施期間

2025年1月31日（金）～2025年3月7日（金）